## 災害に強い街を目指して ┗┣物施設の風水害対策



近年、台風や大雨等の激甚化により、危険物施設に被害が発生 しています。災害に備えた、風水害対策実施計画を作成しましょう。

実施計画作成4つのステップ

リスクの確認

⇒ハザードマップにより 災害リスクを確認







四日市市

朝日町

川越町

対策の検討

⇒消防庁公表の風水害対策ガイドラインを 参考に応急対策等を検討

○平時からの事前の備え

対策の柱 〇風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

○天候回復後の点検・復旧



風水害対策ガイドライン

計画の作成

⇒風水害対策の実施計画として定め 予防規程や社内規定等に追加



風水害対策の実施計画(例)

訓練の実施

⇒風水害を想定した教育訓練を実施し 実態に即した計画となるよう随時見直し



## 実施計画作成後の**手続き**

防

作

令和6年3月31日までに手続きをお願いします。

施 計 画 作 成

あり

予防規程 追加



消防本部へ 変更認可申請

法令により予防規程の作成義務の対象施設が指定されています。

社内規定等



査察等の機会 に情報提供



風水害対策実施計画は、予防規程に定めることとされている「災害その他の非常の場合に取るべき措置」等に 該当するため、予防規程の関連文書とする必要があります。

中消防署 059-356-2012 中央分署 059-325-4717 西分署059-326-2583

ቔ 059−361−1119 朝日川越分署 059−377−4945 ₿ 059-365-5325 北部分

南消防署 059-345-0530 南部分署 059-349-5119